

## 宅地の災害による土砂等除去を支援します

○風水害等の災害により、現に居住している住家・宅地・宅地進入路等へ流入した土砂の撤去費用について、下記のとおり助成します。

※ 崩れた箇所の復旧工事や予防工事は対象となりません。

補助金の種類	交付要件 (全ての項目が当てはまる方)	補助対象者	補助金の額
土砂等除去費補助金	<ul style="list-style-type: none"><li>・現に居住している住家、宅地、宅地進入路の土砂等を撤去する方</li><li>・市内に住所を有する居住者または宅地所有者</li><li>・他の補助事業で土砂撤去ができない方</li><li>・市税などの滞納がない方など</li></ul>	土砂等を撤去した方	<b>除去費の1/2</b> (千円未満切り捨て) <b>(限度額20万円)</b>

### ○申請時に必要なもの

- ・申請書  
(阿久根市ホームページ又は都市建設課建設係の窓口にご相談ください)
- ・見積書(明細がわかるもの)
- ・土砂等を除去する前の写真

### ○実績報告時に必要なもの

- ・実績報告書
- ・請求書  
(阿久根市ホームページ又は都市建設課建設係の窓口にご相談ください)
- ・領収書(明細がわかるもの)
- ・土砂等を除去した後の写真

### ○問い合わせ及び提出先

補助を希望される方はご相談ください。

阿久根市役所 都市建設課 建設係

電話：0996-73-1190

メール：kensetsu@city.akune.kagoshima.jp